社会福祉法人明光会役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人明光会（以下「法人」という）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、用語の定義は、以下の通り定めるところによる。

（１）　この法人の理事業務に専任で当たる理事を専任理事という。

（２）　この法人の施設長等を兼務し、給料を支給されている理事のことを兼務理事という。

（３）　役員等のうち、専任・兼務の理事以外の者を非常勤役員等という。

（報酬等の支給）

第３条　役員等には、次の通り報酬を支給する。ここでいう報酬とは、月額報酬、理事会等会議の出席及びその他業務を行った際の報酬をいう。

（１）　専任理事（理事長含）について、月額報酬を支給することができる。報酬額は別表に定めるものとする。

（２）　兼務理事について、報酬を支給しないものとする。

（３）　非常勤役員等について、理事会等会議の出席及びその他の業務を行った際の報酬を支給することができる。

（４）　専任理事、兼務理事の報酬額については評議員会で決定するものとする。

（報酬等の支給方法）

第４条　役員等に対する報酬等は、原則として、現金で支給する。

ただし、本人の同意により、指定する金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった場合には、立替金、積立金等を控除して支給する。

（役員等報酬の支給対象時間）

第５条　役員等報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した時間が１日につき１時間を超えた場合に限り支給するものとする。

（公表）

第６条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

この規程は、平成２９年６月２６日より施行する。

この規程は、令和３年４月１日より施行する。（一部改正）

この規程は、令和７年６月２３日より施行する。（一部改正）

別表１（専任理事の報酬）

法人及び事業の運営・決裁等のための出勤	月額１７５,０００円

別表２（非常勤役員等の報酬）

（１）理事

理事会等会議への出席	日額　１０,０００円
上記の他、理事長の命による法人及び施設の運営に関する業務	無報酬

（２）監事

理事会等会議への出席	日額　１０,０００円
監事監査等の業務	日額　１０,０００円
上記の他、理事長の命による法人及び施設の運営に関する業務	無報酬

（３）評議員

評議員会等会議への出席	日額　１０,０００円
上記の他、理事長の命による法人及び施設の運営に関する業務	無報酬